

令和5年10月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和5年10月27日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後1時55分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）

3 出席委員

農業委員11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名

7 議題等

第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項16 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより10月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】
会 長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、森下幸夫委員、横井利夫委員をお願いをいたします。 本日の付議事件は、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしくお願ひします。 それでは早速ですが、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請

	<p>があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第19号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
横井利夫 委 員	<p>10月19日、水野政起委員、水野洋子委員と現地を調査しました。申請地は新居町地内で市役所から北に約1キロメートル、多度神社から東に約100メートル、山辺の散歩道付近に位置しています。</p> <p>申請地を含む周辺は、昭和50年代後半に農地法の許可を得てゴルフ練習場になっていましたが、営業を中止し、長年荒地となっており、一部遊具等が置いてあります。隣接地の東側以外は全て市所有の公道で東側はやや上に傾斜した竹林です。</p> <p>申請地は地目が田、面積2,101平方メートルの南北にやや長い土地で、西側は幅員約4.6メートルの道路に面しています。</p> <p>転用目的は、賃借人である特定非営利活動法人が社会福祉施設建設のために賃借権設定するものです。</p> <p>法人の事業の概要は、障害者の就労の場として農園を営み、社会性・生活の質の向上を図るとともに、農園で栽培した作物を食堂に提供する計画です。なお、食堂の場所は未定、資金調達は自己資金及び借入金の計画となっています。</p> <p>申請理由及び土地選定理由は、現在主たる事務所を守山区にしていますが、本来は尾張旭市を活動拠点にする予定で、理事長が個人事業主として既に尾張旭市にネットワークがあること等で、市街化区域の土地を探していましたが採算が合わず、所有者から賃借の提案があったためです。</p> <p>申請地周辺への影響は、生活雑排水は合併浄化槽により処理され集水桝を設けて雨水と一緒に既存土管へ流す計画で近隣に影響はありません。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としましては、許可の基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第19号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>

若杉 満 委 員	近くに水田はありますか。
横井利夫 委 員	北側が水田となっています。
若杉 満 委 員	利用者は何人を予定していますか。
横井利夫 委 員	20人を予定しています。
若杉 満 委 員	建物の大きさによって合併式浄化槽の大きさが決まりますが、利用者20人で、7人槽で問題ありませんでしょうか。排水について詳しく説明をお願いします。
横井利夫 委 員	排水については、既設最終枡に落としてから既設土管を通じ、下流に流す計画です。
事 務 局	地中のため目視はできませんが、既設土管があることは確認されており、排水について市土木管理課と協議済みとのことです。
若杉 満 委 員	北側の水田への影響はないといえますか。
水野政起 委 員	高低差があるため、影響はないと考えられます。
若杉 満 委 員	私も高低差があることは現地で確認しましたが、あわせて周辺道路が舗装されており、今回の申請と関係あるのでしょうか。
事務局長	今年度道路を舗装していますが、本申請の事業の関係ではありません。
森下幸夫 委 員	施設は通いですか。宿泊ですか。
水野政起 委 員	通いの施設です。
森下幸夫 委 員	申請地までは狭い道ですが、近所の理解は得ていますか。
水野政起 委 員	交通量が極めて少ないため、問題ないと思います。
森下幸夫 委 員	送迎の時間が重なった場合は擦れ違ふことが難しいように思います。
事務局長	都市計画法の関係で確認したところでは、個々が送迎するのではなく、施設の車で送迎するとのことですので、交通量は少ないと思います。
松原昭平 委 員	登記簿上の地目が田で、ゴルフ場だったということですか。

事務局	昭和58年に農地転用許可が下りていますが、地目は変更されておらず、ゴルフ場も無くなっているため、今回農地転用許可申請がありました。
会長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第19号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	<b>【挙手全員】</b>
会長	挙手全員により、第19号議案については、許可相当とすることに決まりました。
会長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項16「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項16「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、3件で362.86平方メートル、主な概要は、新居町地内ほかで一般個人住宅2件、集合住宅等1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、4件で1,328平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅4件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 <b>【質疑応答】</b>
会長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	1点ございます。先月は農地パトロールを実施していただきありがとうございました。農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地の所有者に対して、利用意向調査を実施させていただきますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。 お知らせは以上でございます。
会長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。 次回農業委員会は11月28日(火)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。 これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。